

社会福祉法人じねん役員退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人じねんの役員が退任（死亡を含む）したときに、当該役員（遺族）に対して支給する退職慰労金について定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程で役員とは、当法人の理事及び監事をいう。

(支給の決定)

第3条 役員に支給する退職慰労金の額は、この規程によって計算すべき旨の評議委員会決議に基づいて、理事会が決定した金額とする。

(支給の算定方法)

第4条 役員に支給する退職慰労金の額は、その勤務形態に応じ当該各号に定める額を上限とする。但し、非常勤の役員の額は、常勤の役員の額（監事は常勤の理事の額）を上限とする。

(1) 常勤の役員

理事長・執行理事及び理事 月額報酬×在任年数÷2

(2) 非常勤の役員

理事長・執行理事及び理事・監事 月額報酬相当×在任年数÷2

【退任前年度の出勤日数又は理事会出席回数（年3回を上限とする。）

×10,000円＝月額報酬相当】

(不支給)

第5条 在任中に当法人に対して背信行為を行った者、又は特に重大な損害を与えた者は不支給とする。

(支給方法)

第6条 退職慰労金は、評議委員会の決議後にその全額を支給する。但し、情勢等による場合は当該役員と協議の上で支給する。

(改廃)

第7条 本規程の全部及び一部を改廃する場合は、評議委員会の決議を要するものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。